

大館市
保険課広報

保険だより

令和5年9月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7047
Eメール kokuho@city.odate.lg.jp

新しい国保の保険証をお送りします！

問い合わせ 保険課国係 ☎43-7047

国民健康保険の被保険者証（以下、保険証）は毎年10月1日に更新しています。現在、国民健康保険に加入しているかたがお持ちの保険証の有効期限は、9月30日です。新しい保険証は世帯主あてに9月末日までにお送りしますので、10月1日からは、お送りする新しい保険証を医療機関の窓口にて提示してください。

保険証は世帯ごとにまとめて世帯主あてにお送りします

国保の保険証は、世帯の国保に加入しているかた全員分を世帯主あてにお送りします。

世帯主が国保加入者でない場合でも世帯主あてにお送りします。**世帯主が社会保険に加入している場合や、75歳以上の場合には特にご注意ください。**

記載事項をご確認ください

新しい保険証の氏名・生年月日・住所などの記載事項に間違いがある場合は、保険課まで届け出てください。

自分で保険証を書き直すと保険証が無効になりますのでご注意ください。

注意

国保の脱退には届け出が必要です

社会保険や国保組合など、ほかの健康保険に加入したのに国保の保険証が届いた場合は、国保の脱退の届け出が必要です。

新しい保険証の有効期限は令和6年9月30日です

新しい保険証の有効期限は、令和6年9月30日ですが、次のいずれかに該当するかたは有効期限が異なります。

● **令和6年9月30日までに75歳になるかた**

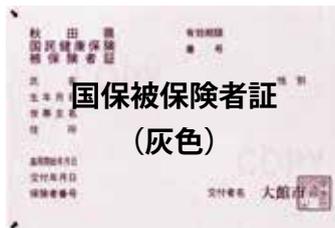
↓ **誕生日の前日が有効期限**

75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度に移行します。誕生日前に後期高齢者医療被保険者証をお送りします。（手続きは不要です）。

● **市外に住所のある学生で、卒業予定年度のかた**

↓ **令和6年3月31日が有効期限**

修学を終えたときは、保険課へ届け出てください。また令和6年4月1日以降も在学または別の学校へ入学するかたは、改めて在学証明書の提出が必要でです。



保険課、比内・田代総合支所の窓口では、保険証のラミネート加工（透明なフィルムで覆う）を行っています。ご希望のかたは窓口まで保険証をお持ちください。



保険証は大切に

国保の保険証は、国保に加入していることを証明するもので、一人に1枚交付されます。医療機関を受診する際に必要ですので、大切に保管しましょう。

保険証は正しく使いましょう

- 医療機関を受診する際は、忘れずに窓口で提示しましょう
- いつでも使えるよう、必ず手元に保管しましょう
- 保険証の貸し借りは法律で禁止されています



- 保険証のコピーは使うことができません
- 無くしたり破損したりしたときは、再交付しますので届け出てください
- 国保を脱退するときは、窓口へ返却してください

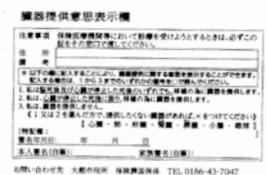


臓器提供意思表示欄が設けられています

保険証の裏面には、臓器提供意思表示欄が設けられています。記入するかしないかは自由で、強制するものではありません。また、記入の有無によって受けられる医療が変わることはありません。

臓器提供について、詳しくは(公社)日本臓器移植ネットワーク ☎ 0120-78-1069 へお問い合わせください。

※保険証をラミネート加工すると、臓器提供意思表示欄に記入できなくなりますのでご注意ください。



保険税の滞納のあるかたへ

現在、国民健康保険税(国保税)の未納がある世帯のかたの保険証は、市役所での納付相談後に交付します。

1年以上前の国保税の滞納があるかたには、通常の1年間より有効期間の短い、有効期間が半年の「短期被保険者証」が交付されます。

修学のため市外へ転出する場合

修学のために大館市から住所を移した後も、引き続き親元の世帯の国民健康保険に加入する場合は届け出が必要です。

届け出に必要なもの

- 修学するかたの国保の保険証
- 在学証明書





医療機関を受診するときは



医療機関の窓口で保険証を提示すると、医療費の一部を支払えば次のような行為が受けられます。

- 診察、検査
- 病気やけがの治療
- 入院と看護(食事代は別途負担)
- 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)と看護
- 訪問看護(医師の指示による)



0～69歳のかた

国民健康保険



医療費の自己負担割合

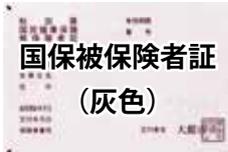
自己負担割合は年齢と所得によって異なります

未就学児	2割
小学校～69歳	3割



70歳～74歳のかた

国民健康保険



+



保険証とは別に、所得などに応じて自己負担割合が記された「**高齢受給者証**」が必要です。

70歳～74歳のかたには、毎年7月下旬に1年間有効の新しい高齢受給者証を世帯主あてにお送りしています。

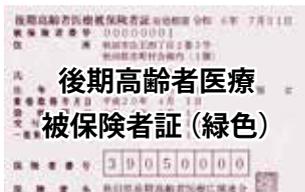
新たに70歳になるかたには、**誕生月の翌月**(1日が誕生日のかたはその月)から高齢受給者証が必要になりますので、それまでに世帯主あてにお送りします。

現役並み所得以外のかた	2割
現役並み所得のかた	3割



75歳以上のかた・65歳以上で一定の障害があるかた

後期高齢者医療制度



75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度に移行します。手続きは不要です。

65歳以上で一定の障害があるかたは、障害認定の申請により、後期高齢者医療制度に加入できます。



世帯の所得状況等により

1割～3割



国保で受けられる給付

問い合わせ 保険課国保係 ☎43・7047

国保に加入していると、医療機関に掛かったときの医療費をはじめ、様々な給付が受けられます。

入院したとき

入院中は、左記の標準負担額を食事代として自己負担し、残りは国保が負担します。左記の「一般」以外のかたは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。すでに医療機関に支払った場合も申請により差額を支給します。

入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（左記以外のかた） 	90日まで （過去12カ月間）	460円
住民税非課税世帯 及び 低所得者Ⅱのかた	90日超 （過去12カ月間）	210円
低所得者Ⅰのかた 		100円

・本人が70歳以上で、世帯主と世帯の国保加入者全員が住民税非課税のかたは「低所得者Ⅱ」、そのうち基準所得が0円（収入が年金のみの場合は年80万円以下）のかたは「低所得者Ⅰ」になります。

いったん全額自己負担したとき

次のような場合で医療費を全額自己負担したときは、申請により自己負担分を除いた額の払い戻しを受けられます。

- ・保険証を持たずに病院を受診した
- ・海外で病院を受診した
- ・医師の指示によりコルセットなどを購入した
- ・はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた

※医療費を支払った日の翌日から2年を経過すると支給できませんのでご注意ください。また、医療措置が適切であったかの審査を行うため、支給されるまでに2〜3カ月かかる場合があります。

被保険者が亡くなったとき

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行ったかたに葬祭費として5万円を支給します。葬祭を終えた後に申請をお願いします。

※葬祭を行った日の翌日から2年を経過すると支給できませんのでご注意ください。



子どもが生まれたとき

被保険者が出産（妊娠12週（85日）以降の死産・流産を含む）したときは「出産育児一時金」として50万円（産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は48万8千円）を支給します。出産育児一時金は、原則として医療機関に直接支払います（直接支払制度）。

※出産日の翌日から2年を経過すると支給できませんのでご注意ください。

🐾 こんなときは申請が必要です

- ・出産費用が支給額未満のとき
申請により差額を支給します。
- ・直接支払制度を利用しないとき
医療機関に出産費用を全額支払った後に窓口で申請してください。



◇給付の申請は

- ・保険課国保係（市役所1階8番窓口）
- ・比内総合支所市民生活係
- ・田代総合支所市民生活係

高額な医療費がかかる前に
限度額適用認定証の交付申請を

医療費が高額になるときは「限度額適用認定証」を医療機関で保険証と一緒に提示すると、支払いが所定の限度額(月額)までになります。

一度交付申請すれば1年間(8月～翌年7月)使用できます。

また、住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱのかたは「限度額適用・標準負担額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額されます(4ページ参照)。

限度額適用・標準負担額減額認定証



見本

- ・70歳未満
住民税非課税世帯
- ・70歳以上
低所得者Ⅰ・Ⅱ

限度額適用認定証



見本

- ・70歳未満
住民税課税世帯
- ・70歳以上
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ

医療費の支払いが高額になったとき

複数の医療機関を受診したり、同一世帯で複数の人が医療機関を受診したりしたことで1カ月の医療費の自己負担分が高額になったときは、申請により限度額を超えて支払った自己負担分が「高額療養費」として支給されます。

高額療養費は医療費を支払ってから2年以内は申請できます。医療機関から発行された領収書は1～2年程度は手元に保管しておきましょう。

また、高額療養費支給手続きの簡素化を申請すると、限度額を超えた医療費の支払いがあった場合、差額が自動的に口座に振り込まれます。一度申請すると、領収書を提示して申請する必要がなくなります。手続きの簡素化を希望されるかたは、左記窓口までご連絡ください。

申請に必要なもの

- ・世帯主の通帳
- ・国保の保険証
- ・窓口・問い合わせ



保険課国保係(市役所1階8番窓口)

☎ 43・7047

- ・比内総合支所市民生活係
- ・田代総合支所市民生活係

こんなときは国保の保険証は
使えません!

病気ではないもの

- ・人間ドック
- ・予防接種
- ・正常な妊娠・出産
- ・歯列矯正
- ・軽度のわきがやしみ
- ・美容整形
- ・経済上の理由による妊娠中絶 など



業務上のけがや病気

雇用主が負担するべきものなので、労災保険が適用されます

給付が制限されるもの

- ・故意の事故や犯罪行為による傷病
- ・けんかや泥酔などによる傷病
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき など



高校生世代までの児童のご家族のかた・ひとり親家庭のかた・身体障害者手帳等をお持ちのかたへ

福祉医療制度をご利用ください

問い合わせ 保険課医療給付係 ☎ 43-7046

高校生世代までの児童やひとり親家庭の児童、身体障害者手帳等をお持ちのかたに「福祉医療費受給者証(マル福)」を交付し、医療費の一部負担金を助成しています(福祉医療制度)。ぜひご利用ください。

注意

福祉医療制度は、受給資格があっても申請をしなければ制度が適用されません。また、申請が遅れると資格取得日が遅れる場合がありますので、該当すると思われるかたは、速やかに申請してください。

対象区分等	乳幼児及び 小中学生、高校生等	ひとり親家庭の児童	身体障害者手帳等 をお持ちのかた
対象者	<p>高校生世代までの児童 (児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。ただし、児童が社会保険の被保険者本人の場合を除く。)</p> <p>※令和5年8月1日から、対象年齢を高校生世代まで拡大しました。</p>	<p>①母子・父子家庭の児童(配偶者が重度の心身障害者である家庭の児童を含む。)</p> <p>②父母のない児童(①②とも児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。ただし、児童が社会保険の被保険者本人の場合を除く。)</p>	<p>①高齢身体障害者(65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた。ただし、社会保険の被保険者本人の場合を除く。)</p> <p>②重度心身障害者(児)(身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちのかた。)</p>
助成内容	<p>①0歳児及び住民税所得割非課税世帯の児童 全額助成</p> <p>②1歳から高校生世代までの児童 半額助成 半額自己負担(病院・薬局ごとに1カ月千円が限度)</p>	<p>全額助成</p>	<p>全額助成</p>
所得制限	<p>あり (父または母の所得が基準額を超える場合)</p> <p>※所得制限に該当する場合も、入院の際は申請により受給者証が交付されます</p>	<p>なし (秋田県の補助金対象者の把握のため、所得確認あり)</p>	<p>①高齢身体障害者 あり</p> <p>②重度心身障害者(児) なし(社会保険の被保険者本人の場合はあり)</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 児童の健康保険証 はんこ 	<ul style="list-style-type: none"> 児童及び親等の健康保険証 はんこ 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の健康保険証 はんこ 身体障害者手帳または療育手帳(両方お持ちのかたは両方)
<p>転入者は前住所地への所得照会のため、同意書等が必要になる場合があります。</p>			



申請場所

保険課医療給付係(市役所1階7番窓口)
比内・田代総合支所 市民生活係



第三者行為でけがや病気をしたときは連絡を！



交通事故などで、自分以外の者(加害者)から受けたけがや病気のことを、第三者行為による傷病といえます。

第三者行為による傷病で国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受けられたかたは、必ず市役所保険課へ届け出てください。また、交通事故の場合は警察へも届け出が必要です。

届出に必要なもの

- 保険証
- はんこ
- 交通事故証明書(交通事故の場合。後日でも可)



そもそも保険証は使えるの？

第三者行為による傷病の医療費は、加害者が全額負担するのが原則ですが、実際には加害者との話し合いには時間がかかるため、保険証を使用することで一時的に健康保険が被害者の保険給付分(7~9割)を立て替え、後日加害者へ請求することで、被害にあったかたの負担を軽減します。

この立て替え分を加害者へ請求するには、相手方の情報や事故の状況などを詳しく知る必要があります。届出の書類はそのために記入していただくものです。

「第三者行為」になるのは

こんなとき

◇交通事故

自動車、バイクや自転車同士、自転車と歩行者の事故も第三者行為になります。



◇他人の飼い犬に噛まれてけがをした

◇他人に不当な暴力を受けてけがをした

(例)夜道を歩いていたら、泥酔した見知らぬ男にすれ違いざまにいきなり殴られけがをした



◇自宅以外の建物や設備の欠陥でけがをした

(例)店で買い物をしていたら、天井から釣り看板が落下してきて頭に当たりけがをした

◇スキー・スノーボードなどのスポーツ中、他の人とぶつかってけがをした

◇飲食店で出た料理を食べて食中毒になった

第三者行為の確認に

ご協力をお願いします

保険課では適正な医療費の給付を行うために、けがや病気の原因について被保険者のかたへ封書などで問い合わせを行う場合があります。また、窓口にて、各種手続きの際に第三者行為による傷病の有無について確認を行っています。

過去に第三者行為による傷病の治療を受けたが、届出をしていないというかたも保険課にご相談ください。加害者への請求の効力が成立していなければ、過去の治療分でも請求することは可能です。

届出をする前に示談が成立したり、加害者から治療費を受け取ったりすると保険証が使えなくなります。示談の前に保険課にご相談ください。

○国保税や保険料の負担軽減にもつながります

もし健康保険が加害者に治療費を請求できないと、その治療費分、市や県などの保険負担が増えてしまいます。保険負担の増加はそのまま皆さんの支払う国保税や保険料の負担増加の原因にもなります。届出は必ず行ってください。

申請・問い合わせ

国民健康保険のかた

保険課国保係

☎43-7047

後期高齢者医療制度のかた

保険課医療給付係

☎43-7046

ワクチン接種で予防できる「^{たいじょうほうしん}帯状疱疹」

帯状疱疹は、小さいころにかかった水痘(みずぼうそう)のウイルスが、治った後も体内に潜っていて、加齢や疲労、ストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して発症します。発症率は50歳以上で増加し、加齢に伴ってさらに増加します。

痛み等を伴う発疹が出てから早めに治療を開始することが重要になりますが、治療が長引いたり、長期間痛みが残ったりすることもあります。



予防にはワクチン接種が有効

ワクチン接種によって、帯状疱疹は予防することが可能です。ワクチンには2種類あり、それぞれ以下のような特徴があります。

接種にあたっては、事前にかかりつけ医に相談することをおすすめします。

	乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 「シングリックス」
種類	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回（1回目接種後、2か月～6か月までの間に2回目を接種）
接種方法	皮下注射	筋肉注射
発症予防効果	69.8%	96.6%
持続性	5年程度	9年以上
接種費用	8,000円～10,000円程度	1回20,000円～22,000円程度
その他	毒性を弱めたウイルスを体内に注入して、免疫の働きを高める。 免疫抑制剤、抗リウマチ薬、抗がん剤などを使用している人は接種できない。	ウイルスをバラバラにして無毒化し、感染能力を失わせたもの（免疫抑制剤などを使用していても接種可能）。 接種部位の痛みなどの副反応が多い。

帯状疱疹ワクチン予防接種の費用を助成します

大館市では、令和5年8月1日から50歳以上の市民を対象に、「帯状疱疹ワクチン予防接種」にかかる費用の一部助成がスタートしました。

助成額 生ワクチン …………… 5,000円×1回
不活化ワクチン ……10,000円×2回
医療機関の接種料金から助成額を引いた金額が自己負担になります。

申請 助成を希望するかたは、接種前に健康課での申請が必要です。

※実施医療機関については、広報おおだて8月号やホームページでご確認ください。